

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</p> <p>1～5 (略) (交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a (略)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合36,580千円(初度設備相当を併せて整備する場合は37,990千円)</p>	<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</p> <p>1～5 (略) (交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a (略)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合36,580千円(初度設備相当を併せて整備する場合は37,990千円)</p>

改 正 後	現 行												
<p>c (略)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条<u>若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条</u>に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、50,480千円（初度設備相当を併せて整備する場合は54,290千円）</p> <p>(工) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7～15 (略)</p>	<p>c (略)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、50,480千円（初度設備相当を併せて整備する場合は54,290千円）</p> <p>(工) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7～15 (略)</p>												
<p>別表1-1</p> <p style="text-align: center;">算 定 基 準</p> <p>【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】</p> <p style="text-align: center;">創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備</p>	<p>別表1-1</p> <p style="text-align: center;">算 定 基 準</p> <p>【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】</p> <p style="text-align: center;">創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 種 目</th> <th>2 基 準 額</th> <th>3 対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事費</td> <td>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	本体工事費	ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 種 目</th> <th>2 基 準 額</th> <th>3 対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事費</td> <td>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	本体工事費	ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合	(略)
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費											
本体工事費	ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合	(略)											
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費											
本体工事費	ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合	(略)											

改	正	後	現	行
	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項 <u>又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項</u>に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) ~ (エ) (略)</p> <p>イ~カ (略)</p>		<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項 <u>第4号</u>に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) ~ (エ) (略)</p> <p>イ~カ (略)</p>	

改 正 後	現 行
以下、表（略）	以下、表（略）
別表 1-2 ~ 1-3 （略）	別表 1-2 ~ 1-3 （略）

改 正 後

別表2-1~2-2 (略)

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	都市部	標準
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
授産施設	都市部	3,540,000
	標準	3,370,000
宿所提供施設	都市部	2,810,000
	標準	2,680,000
社会事業授産施設	都市部	3,540,000
	標準	3,370,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-4~2-5 (略)

現 行

別表2-1~2-2 (略)

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	都市部	標準
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
授産施設	都市部	3,540,000
	標準	3,370,000
宿所提供施設	都市部	2,810,000
	標準	2,680,000
社会事業授産施設	都市部	3,540,000
	標準	3,370,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-4~2-5 (略)

改 正 後

別表3-1~3-2 (略)

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	149,100,000		
			標準	142,100,000		
		41人 ~ 60人	都市部	248,500,000		
			標準	236,700,000		
		61人 ~ 80人	都市部	349,300,000		
			標準	332,700,000		
		81人 ~ 100人	都市部	450,000,000		
			標準	428,600,000		
		101人 ~ 120人	都市部	549,800,000		
			標準	523,600,000		
		121人 ~	都市部	650,300,000		
			標準	619,400,000		
		施設入所支援整備加算	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	120,300,000
					標準	114,600,000
41人 ~ 60人	都市部			201,000,000		
	標準			191,400,000		
61人 ~ 80人	都市部			282,900,000		
	標準			269,400,000		
81人 ~ 100人	都市部			363,600,000		
	標準	346,400,000				
101人 ~ 120人	都市部	445,700,000				
	標準	424,500,000				
121人 ~	都市部	526,300,000				
	標準	501,300,000				
就労・訓練事業等整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000			
		標準	54,200,000			
短期入所整備加算	短期入所整備加算	都市部	12,900,000			
		標準	12,300,000			
発達障害者支援センター整備加算	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000			
		標準	17,000,000			

現 行

別表3-1~3-2 (略)

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	149,100,000		
			標準	142,100,000		
		41人 ~ 60人	都市部	248,500,000		
			標準	236,700,000		
		61人 ~ 80人	都市部	349,300,000		
			標準	332,700,000		
		81人 ~ 100人	都市部	450,000,000		
			標準	428,600,000		
		101人 ~ 120人	都市部	549,800,000		
			標準	523,600,000		
		121人 ~	都市部	650,300,000		
			標準	619,400,000		
		施設入所支援整備加算	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	120,300,000
					標準	114,600,000
41人 ~ 60人	都市部			201,000,000		
	標準			191,400,000		
61人 ~ 80人	都市部			282,900,000		
	標準			269,400,000		
81人 ~ 100人	都市部			363,600,000		
	標準	346,400,000				
101人 ~ 120人	都市部	445,700,000				
	標準	424,500,000				
121人 ~	都市部	526,300,000				
	標準	501,300,000				
就労・訓練事業等整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000			
		標準	54,200,000			
短期入所整備加算	短期入所整備加算	都市部	12,900,000			
		標準	12,300,000			
発達障害者支援センター整備加算	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000			
		標準	17,000,000			

改 正 後				現 行					
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,600,000	療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,600,000
			標準	257,700,000				標準	257,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	451,300,000	41人 ~ 60人		都市部	451,300,000	
			標準	429,900,000			標準	429,900,000	
		61人 ~ 80人	都市部	634,400,000	61人 ~ 80人		都市部	634,400,000	
			標準	604,200,000			標準	604,200,000	
		81人 ~ 100人	都市部	816,500,000	81人 ~ 100人		都市部	816,500,000	
	標準		777,600,000	標準		777,600,000			
	101人 ~ 120人	都市部	998,700,000	101人 ~ 120人	都市部	998,700,000			
		標準	951,200,000		標準	951,200,000			
121人以上	都市部	1,180,500,000	121人以上	都市部	1,180,500,000				
	標準	1,124,300,000		標準	1,124,300,000				
就労・訓練事業等整備加算			都市部	56,800,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	56,800,000
			標準	54,100,000				標準	54,100,000
短期入所整備加算			都市部	15,500,000	短期入所整備加算			都市部	15,500,000
			標準	14,800,000				標準	14,800,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,800,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,800,000
			標準	17,000,000				標準	17,000,000
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	35,400,000	共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	35,400,000
			標準	33,800,000				標準	33,800,000
	短期入所整備加算			都市部	15,500,000	短期入所整備加算			都市部
			標準	14,800,000				標準	14,800,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,100,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,100,000
			標準	257,300,000				標準	257,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	450,000,000	41人 ~ 60人		都市部	450,000,000	
			標準	428,600,000			標準	428,600,000	
		61人 ~ 80人	都市部	633,200,000	61人 ~ 80人		都市部	633,200,000	
			標準	603,000,000			標準	603,000,000	
		81人 ~ 100人	都市部	814,500,000	81人 ~ 100人		都市部	814,500,000	
標準	775,800,000		標準	775,800,000					
101人 ~ 120人	都市部	996,200,000	101人 ~ 120人	都市部	996,200,000				
	標準	948,800,000		標準	948,800,000				
121人 ~	都市部	1,177,500,000	121人 ~	都市部	1,177,500,000				
	標準	1,121,400,000		標準	1,121,400,000				

改 正 後

現 行

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000	
		標準	54,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,900,000	
		標準	12,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000	
		標準	17,000,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	149,600,000
			標準	142,500,000
		41人～60人	都市部	249,100,000
			標準	237,300,000
		61人～80人	都市部	350,100,000
			標準	333,500,000
		81人～100人	都市部	451,300,000
			標準	429,900,000
		101人～120人	都市部	551,100,000
			標準	524,900,000
		121人以上	都市部	652,200,000
			標準	621,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,800,000
			標準	54,100,000
短期入所整備加算	都市部	15,500,000		
	標準	14,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000		
	標準	17,000,000		

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000	
		標準	54,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,900,000	
		標準	12,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000	
		標準	17,000,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	149,600,000
			標準	142,500,000
		41人～60人	都市部	249,100,000
			標準	237,300,000
		61人～80人	都市部	350,100,000
			標準	333,500,000
		81人～100人	都市部	451,300,000
			標準	429,900,000
		101人～120人	都市部	551,100,000
			標準	524,900,000
		121人以上	都市部	652,200,000
			標準	621,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,800,000
			標準	54,100,000
短期入所整備加算	都市部	15,500,000		
	標準	14,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000		
	標準	17,000,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。